

茶臼山公園施設指定管理者運営モニタリング結果（2024年度）

1 施設の概要

施設名	茶臼山公園施設
所在地	北設楽郡豊根村坂宇場地内
設置根拠	自然公園法、愛知県観光施設条例（昭和 57(1982)年 供用開始）
設置目的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。また、県内の観光旅行者の利便を図る。
施設概要	敷地面積 73,042 m ² 主な建物 キャンプ場（342 人収容、管理棟 1 棟、便所 3 棟、炊事場 3 棟） 施設利用期間 7 月 1 日から 8 月 31 日まで

2 指定管理概要

指定管理者名	一般財団法人休暇村協会
指定期間	2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況	「手ぶらでキャンプパック」などの企画商品の販売を強化（2016 年 7 月から実施）

3 利用状況

（単位：人）

区分	2024 年度		2023 年度		増減 (①－②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
キャンプ場	1,850	612	1,850	1,487	△875
計	1,850	612	1,850	1,487	△875

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

区分	2024 年度		2023 年度		増減 (①－②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	1,018	559	1,018	719	△160
利用料金収入	570	111	570	271	△160
指定管理料	448	448	448	448	0
その他	0	0	0	0	0
支出	1,088	935	1,088	1,067	△132
収支差	△70	△376	△70	△348	△28

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	適切な管理運営がなされていた。また、休暇村協会の施設と一体となった利用促進を行い、企画商品の販売等、利用者サービスの向上に努めていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	関係法令等を遵守し適切に実施されていた。
施設の適正な管理	A	協定書等を遵守し適切に実施されていた。
サービスの維持・向上	A	企画商品の販売など、利用者のニーズを把握した管理運営がなされていた。
運営等の安定性	A	適切に実施されており、問題はなかった。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。（協定書等の水準）
B	一部を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

(3) 今後の対応等

- 企画商品（手ぶらでキャンププラン等）が好評とのことであるため、引き続き利用者のニーズを把握した利用促進に努めていただきたい。

6 利用者からの反応

- トイレが和式で利用しづらい。
- ネット環境（Wi-Fi）やサイトごとのAC電源の要望がある。：Wi-Fiは休暇村茶臼山高原本館で、電源は炊事棟や管理棟で対応。

7 その他

- 施設の老朽化対策等について、キャンパススタイルの変化に対応しつつ、実施していく。

○ 問い合わせ先

環境局環境政策部自然環境課調整・施設・自然公園グループ
電話：052-954-6227（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-963-3526
メールアドレス：shizen@pref.aichi.lg.jp